

「いちご王国・栃木」首都圏空港連携プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「いちご王国・栃木」首都圏空港連携プロモーション業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

「いちご王国・栃木」の認知度向上及び県産いちごの消費拡大を図るとともに、「いちご王国・栃木」を世界へ発信することを目的として、県産いちごが旬を迎える冬期に日本の玄関口となる首都圏国際空港において国内外の消費者を対象としたプロモーションを実施する。

2 業務内容

(1) 首都圏国際空港における「いちご王国」マルシェの開催

国内外から多数の来場者が見込まれる首都圏国際空港（以下「国際空港」という。）のイベントスペースにおいて、「とちあいか」等の県産いちごの試食サンプリングを行うとともに、県産いちご及びいちご加工品等の販売を行う「いちご王国」マルシェ（以下「マルシェ」という。）を実施すること。また、会場にはマルシェを開催していることが視認できる看板の設置や会場装飾を行い、通行人に対しても視覚的にPRを行うとともに集客を促すこと。

サンプリング用のいちご及びマルシェでの販売品については、手配方法及びその数量を企画提案書に記載するとともにマルシェ当日に提供ができるよう、調整及び手配を行うこと。

ア 概要

時期 令和8（2026）年1月～2月の5日間程度

場所 国際空港のイベントスペース（特に、外国人の往来が見込まれる場所）

イ マルシェの企画・運営

- ・ マルシェの企画及び運営を行うこと。
- ・ 空港等との連絡調整を行うこと。
- ・ いちご関連土産品の販売促進や観光いちご園等への観光誘客にも配慮すること。
- ・ 実施会場の都合により、試食サンプリングやマルシェの開催が制限される場合は代替案を甲と協議し実施すること。

ウ 会場装飾・告知

- ・ マルシェの開催を視認できる看板及び会場装飾を行うとともに、マルシェ開催を周知するポスター等を作成し国際空港及び集客効果が見込まれる場所に広く掲出すること。

(2) 国際空港利用者への「いちご王国・栃木」のPR

国際空港等の利用者や国際線の搭乗者（特に外国人）に対し、機内誌やサイネージ広

告などの広告媒体を通じた「いちご王国・栃木」の魅力発信を実施すること。また、いちご王国関連商品を活用したプレゼント企画など、「認知」から「興味関心」へつなげる仕掛けを提案し、実施すること。

(3) アンケートの実施

(1)及び(2)の企画内で来場者等へのアンケートを実施すること。アンケートの実施に当たっては、プレゼントを準備するなど、より多くの回答を得られるように工夫すること。また、デジタルな手法で実施すること。なお、アンケート内容は、乙からの提案をもとに甲と協議し決定すること。

3 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広報計画等を記載すること。

なお、2(2)については、以下のことについて記載すること。

- ・ 広告手法の提案にあたっては、想定されるPR効果とその根拠を示すこと。
- ・ プレゼント企画を実施する場合は、加工品やデジタルコンテンツをプレゼントするなど、日本国外の居住者でもプレゼントを入手できる企画を提案し、実施すること。

(2) いちご等の調達

いちご等の農産物等を調達する際には農業団体等と十分連携の上、調整すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物の品質等について十分留意すること。

(3) その他

ア イベント実施に当たっては、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。また、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業と効果的な連携を図ること。

イ これまで訴求してきた各品種が持つイメージ(特性、ターゲット等)を踏襲したプロモーションとすること。

ウ 実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と調整すること。

エ 緊急時の対応体制(地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等)を作成すること。

オ 事業の効果測定(広告換算金額の算定等)を行い、報告すること。

カ イベントを中止せざるを得ない場合においても、国際空港等の利用者に「いちご王国・栃木」や県産いちごのイメージ定着を促すことができるよう、甲と協議の上代替案を実施すること。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容や活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイル及びイベント開催期間中の実施状況の記録（写真等）を保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。